

「OCN モバイル ONE プリペイドパッケージ」利用規約

（適用の範囲）

第1条 この OCN モバイル ONE プリペイドパッケージ(以下「プリペイドパッケージ」といいます。)利用規約(以下「利用規約」といいます。)は、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(以下「当社」といいます。)が定める I P 通信網サービス契約約款(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。)(以下「契約約款」といいます。)の別冊第26条に規定された、当社が販売するプリペイドパッケージに係る諸条件について適用します。なお、利用規約に定めのない事項は、I P 通信網サービス契約約款の規定に従うものとし、利用規約と I P 通信網サービス契約約款に矛盾が生じた場合は利用規約、I P 通信網サービス契約約款の順で優先することとします。

（利用規約の変更又は公表）

第2条 当社は、利用規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、当社の Web サイト (https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html) において、本規約を公表します。

（用語の定義）

第3条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。利用規約で使用する用語の定義は、次で定義されているものを除き、契約約款の用語の定義に準じます。

用語	用語の意味
1 プリペイドパッケージ	I P 通信網サービス契約約款(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。)に規定するプリペイド式モバイルアクセス(以下「プリペイド式モバイルアクセス」といいます。)の利用にあたり購入いただくものであって、本欄の2から5を総称したもの
2 初回 S I M パッケージ期間型	プリペイド式モバイルアクセスを提供するために当社が販売するプリペイドパッケージであって料金表第1表(料金)に規定するタイプ6-3のコース2

	のメニュー 1 のプラン 2 の申込みに係るもの
3 期間延長パッケージ	プリペイド式モバイルアクセスの利用期間の延長を希望する第 2 種契約者(タイプ 6-3 のコース 2 のメニュー 1 のプラン 2 に係わる者に限ります。)に対して当社が販売するプリペイドパッケージ
4 初回 S I M パッケージ容量型	プリペイド式モバイルアクセスを提供するために当社が販売するプリペイドパッケージであって料金表第 1 表(料金)に規定するタイプ 6-3 のコース 2 のメニュー 1 のプラン 3 の申込みに係るもの
5 容量追加パッケージ	プリペイド式モバイルアクセスの通信容量の追加を希望する第 2 種契約者(タイプ 6-3 のコース 2 のメニュー 1 のプラン 3 に係る者に限ります。)に対して当社が販売するプリペイドパッケージ

(利用地域等による制限)

第 4 条 プリペイド式モバイルアクセスは、データ通信専用のため音声通信および SMS 等
は利用いただけません。また、sp モードおよび sp モードメール等、株式会社 N T T ドコ
モが提供するサービスも利用いただけません。

(プリペイドパッケージの管理)

第 5 条 プリペイドパッケージの購入者は、プリペイドパッケージ及びプリペイドパッケー
ジに記載の PIN またはプリペイドパッケージに付帯する契約者カードについて自らの責任
において管理するものとします。当社は、プリペイドパッケージ及びプリペイドパッケー
ジに記載の PIN またはプリペイドパッケージに付帯する契約者カードの紛失、第三者に対す
る漏洩その他第三者による不正使用等により生じた結果に関して、責任を負いません。

(プリペイド式モバイルアクセスの申込み期限)

第 6 条 プリペイドパッケージ(初回 S I M パッケージ期間型、初回 S I M パッケージ容量
型、容量追加パッケージに限り、以下、本項において同じとします。)を使用したプリ
ペイド式モバイルアクセスの申込み可能期間は、プリペイドパッケージに記載されている
期日までとします。期日を経過したプリペイドパッケージを使用することはできません。
2 期間延長パッケージを使用したプリペイド式モバイルアクセスの利用期間延長の申込
み可能期間は、プリペイド式モバイルアクセス利用終了日の 10 日前から起算して 40 日と
します。40 日経過後は、当該期間延長パッケージを使用することはできません。また、期
間延長パッケージに記載されている期日を経過した場合も同様とします。

附則（令和４年６月１５日　レパN第205号）

１　本利用規約は、令和４年７月１日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

２　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTT コム」といいます。）が次の表の左欄の利用規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和４年５月１３日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
OCN モバイル ONE プリペイドパッケージ利用規約	OCN モバイル ONE プリペイドパッケージ利用規約

３　旧規約により NTT コムが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の２の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

４　この規約実施前に、NTT コムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附　則（令和５年２月２７日　レパN第1515号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　当社は、令和５年３月３１日をもってプリペイドパッケージの提供を終了するため、同日をもって利用規約を廃止します。

３　利用規約廃止日前に支払い又は支払わなければならなかったプリペイドパッケージの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　利用規約廃止日前にその事由が生じたプリペイドパッケージに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。